・所得が制限限度額以上で「特例給付(月額一律5,000円)」となっている場合は、所得制限の廃止に伴い市で額変更します。（大学生の年代のこどもが居ない場合、手続きは必要ありません）
・父母のうち所得の高い方が公務員(国県市など)の場合は、児童手当が勤務先から支給されるため。手続き方法等については勤務先へご確認ください。

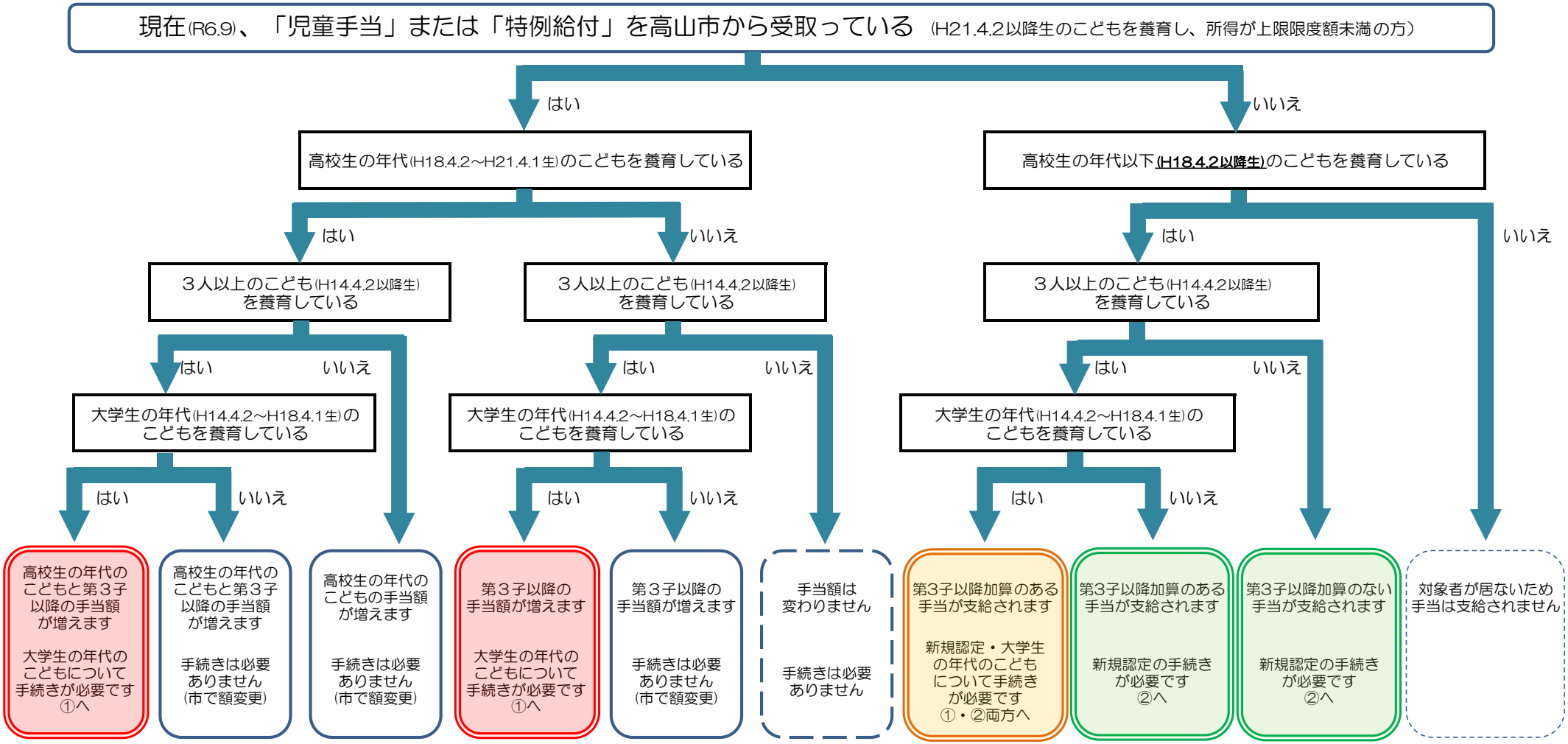

①「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出

大学生の年代を含む３人以上のこどもを養育している際に提出いただく書類です。
詳細はホームページ(右下QRコード)をご覧ください。

大学生の年代のこどもが現在高山市内に住民登録している、またはH27(2015).10以降に高山市内から転出した方については、オンライン申請が可能ですので、QRコードから手続きをお願いします。（こどもが高校まで市内在住で、大学に進学された場合など）
大学生の年代のこどもがH27.10以降高山市内に住民登録していない方やオンライン申請ができない方は、郵送又は窓口で手続きをお願いします。

「監護相当・生計費の負担についての確認書」オンライン申請
QRコード →
https://logoform.jp/form/kHVi/703507

②「児童手当認定請求書」を提出

新規に児童手当を受給する際に提出いただく書類です。
詳細はホームページ(右下QRコード)をご覧ください。

養育しているこどもが現在高山市内に住民登録している、またはH27(2015).10以降に高山市内から転出した方用の、オンライン申請フォーマットを現在作成中です。準備が整い次第ホームページに公開します。
養育しているこどもがH27.10以降高山市内に住民登録していない方やオンライン申請ができない方は、郵送又は窓口で手続きをお願いします。

児童手当拡充HP
QRコード →
https://www.city.takayama.lg.jp//kurashi/1000019/1000108/1020646/1020627.html